

○北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則

(平成25年6月25日北海道条規則60号)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 生物多様性維持回復事業（第2条－第4条）
- 第3章 鳥獣の保護管理（第5条－第7条）
- 第4章 外来種による影響の防止（第8条－第11条）
- 第5章 希少野生動植物種の保護（第12条－第34条）
- 第6章 推進体制の整備（第35条・第36条）
- 第7章 雑則（第37条－第41条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 生物多様性維持回復事業

(生物多様性維持回復事業の確認の申請)

第2条 道以外の地方公共団体は、条例第16条第2項の規定による確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 地方公共団体の名称及び長の氏名
- (2) 生物多様性維持回復事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次の事項を記載した生物多様性維持回復事業を実施するための計画書（次条第2項において「生物多様性維持回復事業実施計画書」という。）を添付しなければならない。

- (1) 生物多様性維持回復事業の実施期間
- (2) 生物多様性維持回復事業を行う区域
- (3) その他知事が必要と認める事項

(生物多様性維持回復事業の認定の申請)

第3条 国及び地方公共団体以外の者は、条例第16条第3項の規定による認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び主たる事業）
- (2) 生物多様性維持回復事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、生物多様性維持回復事業実施計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の略歴を記載した書類（法人にあつては、現に行っている業務の概要を記載した書類）
- (2) 個人にあつては、住民票の写し
- (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類
（認定生物多様性維持回復事業の告示）

第4条 条例第16条第4項前段の規定による告示は、認定を受けた生物多様性維持回復事業を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに認定を受けた生物多様性維持回復事業の事業計画の概要を告示して行うものとする。

2 条例第16条第4項後段の規定による告示は、認定を取り消された生物多様性維持回復事業を行っていた者の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに事業開始年月日及び認定日を告示して行うものとする。

第3章 鳥獣の保護管理

（指定餌付け行為の指定等）

第5条 条例第26条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の対象となる鳥獣の種類
- (2) 指定の対象となる区域
- (3) 指定する餌付け行為の内容
- (4) 指定する期間
- (5) 指定の理由

2 条例第26条第4項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。

(公聴会)

第6条 知事は、条例第26条第6項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下この条において「公述人」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による告示は、公聴会の日3週間前までに行うものとする。

3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

4 公聴会においては、議長は、公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

7 公述人及び発言を許された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(指定餌付け行為の禁止の適用除外)

第7条 条例第27条第3号の規則で定めるやむを得ない事由は、人の生命又は身体の保護のために必要であることとする。

第4章 外来種による影響の防止

(指定外来種の指定等)

第8条 条例第32条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の対象となる外来種の種類
- (2) 指定外来種の本来の生息地又は生育地
- (3) 指定外来種の適切な飼養等の方法

(4) 指定外来種に係る特定飼養等施設

(5) 指定の理由

2 条例第32条第4項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 第6条の規定は、条例第32条第6項の規定により公聴会を開催する場合について準用する。

(個体に含まれるもの)

第9条 条例第33条第1項の個体に含まれる規則で定めるものは、孢子とする。

(指定外来種を放つこと等の禁止の適用除外)

第10条 条例第35条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

(1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

(2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。第35条第1項を除き、以下同じ。）における指定外来種の防除に関する学術研究であり、当該行為による生物の多様性への影響が極めて小さいと認められること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。)

(3) 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又はこれらの機関に類すると認められる試験研究施設における指定外来種の防除に関する試験研究であり、当該行為による生物多様性への影響が極めて小さいと認められること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。)

(立入検査等をする職員の証明書)

第11条 条例第37条第3項及び第39条第3項の証明書は、それぞれ別記第1号様式及び別記第2号様式によるものとする。

第5章 希少野生動植物種の保護

(指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定等)

第12条 条例第42条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 指定の対象となる希少野生動植物種の種類

(2) 指定の対象となる区域

(3) 指定の理由

2 条例第42条第5項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。

3 第6条の規定は、条例第42条第7項の規定により公聴会を開催する場合について準用す

る。

(捕獲等の禁止の適用除外)

第13条 条例第45条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするのであって、次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護管理のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
 - イ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
 - ウ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハマで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
 - エ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
 - オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（搭載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
 - カ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条に規定する沿岸水産資源開

- 発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
- キ 道路を設置し、又は管理すること。
- ク 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
- コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。
- サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- シ 航路標識法（昭和24年法律第99号）第1条第2項に規定する航路標識（以下「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築すること。
- セ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。
- チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。
- テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ト 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ニ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ヌ 水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良若しくは送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ネ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民族文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為

ノ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業、採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業を行うこと。

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

ヒ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第34条第2項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第44条において準用する場合を含む。）

（指定希少野生動植物種の加工品）

第14条 条例第46条の規則で定める加工品は、次に掲げるものとする。

- (1) 剥製その他の標本（剥製として製作する過程のものを含み、さく葉標本（植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。）を除く。）
- (2) 毛皮製品（毛を材料として製造された衣類、装身具又は調度品をいう。）
- (3) 皮革製品（皮を材料として製造された衣類、装身具又は調度品であって前号に掲げる

もの以外のものをいう。)

(4) 羽毛製品（羽毛を材料として製造された衣類、装身具又は調度品をいう。)

(捕獲等の目的)

第15条 条例第47条の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。

(許可の申請及び許可証等)

第16条 条例第48条第1項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び主たる事業）

(2) 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

ア 種名

イ 卵を採取しようとする場合にあっては、その旨

ウ 数量

(3) 捕獲等をする目的

(4) 捕獲等による生物の多様性への影響

(5) 捕獲等をする区域及び当該区域の状況

(6) 捕獲等の方法

(7) 捕獲等をした個体の輸送方法（生きている個体の場合に限る。）

(8) 捕獲等をしようとする期間

(9) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及び構造並びに飼養栽培の取扱者の氏名、住所、職業及び飼養栽培に関する経歴

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

(2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

(3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第48条第2項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、別記第3号様式によるものとする。

4 条例第48条第3項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

(1) 申請者の主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事業

(2) 捕獲等に係る許可証の番号及び交付年月日

(3) 捕獲等に従事する者の氏名及び住所

5 前項の申請書のほか、知事は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

6 従事者証は、別記第4号様式によるものとする。

7 条例第48条第4項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び主たる事業）

(2) 許可証又は従事者証の番号及び交付年月日

(3) 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情

8 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

9 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の市町村別の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。

10 条例第48条第4項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

（個体の取扱方法）

第17条 条例第51条の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 当該個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。

(2) 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

（捕獲等の許可を受けた者に対する立入検査をする職員の証明書）

第18条 条例第53条第2項の証明書は、別記第5号様式によるものとする。

（登録の更新の申請期限）

第19条 特定希少種事業者は、条例第54条第2項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の14日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(登録の申請及び登録証等)

第20条 条例第55条第1項の規定による登録の申請は、特定希少種事業を行う施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び主たる事業）
- (2) 特定希少野生動植物種の個体の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- (3) 譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物種
- (4) 譲渡しの業務を開始しようとする年月日
- (5) 特定希少野生動植物種の個体を繁殖させる場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 繁殖施設の所在地、規模及び構造
 - イ 繁殖に従事する者の氏名及び繁殖に関する経歴
 - ウ 繁殖方法及び繁殖計画

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 特定希少野生動植物種の個体を繁殖させる場合にあっては、繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

3 条例第55条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 登録年月日及び番号

4 条例第55条第3項の登録証（以下この条において「登録証」という。）は、別記第6号様式によるものとする。

5 登録証の交付を受けた者は、その者が登録証を亡失し、又は登録証が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出してその再交付を受けることができる。

- (1) 申請者の氏名、住所及び職業（法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び主たる事業）
- (2) 特定希少野生動植物種の個体の譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地（譲

渡しの業務を行うための施設が複数存在する場合にあっては、登録証を亡失し、又は滅失した施設の名称及び所在地)

(3) 登録証の番号及び交付年月日

(4) 登録証を亡失し、又は登録証が滅失した事情

6 条例第55条第4項の規定による登録証の掲示は、譲渡しの業務を行うための施設が複数存在する場合にあっては、それぞれの施設に掲示するものとする。

(特定希少種事業者の変更等の届出)

第21条 条例第57条第1項の規則で定める事項は、前条第1項第1号から第3号までに掲げるものとする。

2 条例第57条第1項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名、住所及び職業（法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び主たる事業）

(2) 登録証の番号及び交付年月日

(3) 譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物種

(4) 変更した事項

(5) 変更年月日

(6) 変更の理由

3 条例第57条第4項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合とし、規則で定める者は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 特定希少種事業を廃止した場合 特定希少種事業者であった個人又は法人を代表する役員

(2) 死亡した場合 その相続人

(3) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(4) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(5) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人（帳簿の記載事項等）

第22条 条例第59条の規則で定める事項は、譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物種ごとの次に掲げる事項とする。

(1) 譲り受けた個体を譲り渡す場合は、譲受け年月日、数量並びに譲り受けた相手方の氏

名、住所及び職業（譲り受けた相手方が法人である場合にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び主たる事業）

(2) 譲り渡した個体の数量

2 特定希少種事業者は、条例第59条の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を保存しなければならない。

（特定希少種事業者に対する立入検査をする職員の証明書）

第23条 条例第62条第2項の証明書は、別記第7号様式によるものとする。

（生息地等保護区の指定の告示等）

第24条 条例第65条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 生息地等保護区の名称

(2) 生息地等保護区の指定の区域

(3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種

(4) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

(5) 生息地等保護区の指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

2 第6条の規定は、条例第65条第6項の規定により公聴会を開催する場合について準用する。

（管理地区の指定の告示等）

第25条 前条第1項の規定は、条例第66条第3項において準用する条例第65条第4項の規定による告示について準用する。

2 第6条の規定は、条例第66条第3項において準用する条例第65条第6項の規定により公聴会を開催する場合について準用する。

（管理地区の区域内における行為の許可の申請）

第26条 条例第66条第5項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法（当該管理地区に係る指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。）
- (7) 行為の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
(既着手行為の届出)

第27条 条例第66条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行為者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 行為の完了の日又は予定日

2 条例第66条第8項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
(管理地区の区域内における許可を要しない行為)

第28条 条例第66条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって、次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。

ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

カ 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。

キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又はこれらの規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第66条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第77条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

- コ 海洋水産資源開発促進法第7条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- サ 漁港漁場整備法第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。
- セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- タ 鉄道、軌道又は索道のプラットフォーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- ツ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項の港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- ト 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- ナ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第

- 141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。
- ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。
- ネ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- ノ 電柱を設置すること。
- ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ホ 送水管を農地に埋設すること。
- マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
- ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(イ)又は(キ)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
- (ア) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
- (イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
- (ウ) 旗ざおその他これに類するもの

(エ) 門、塀、給水設備又は消火設備

(オ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備

(カ) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

(キ) 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

ヤ 条例第66条第4項の規定による許可を受けた行為（条例第77条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

(2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって、次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。

ウ 露天掘りでない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。

カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであって、周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

(4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって、次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ウ 管理地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 木竹を伐採することであって、次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
 - キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって、次に掲げるもの
- ア 砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - イ 漁港漁場整備法第 25 条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第 3 条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
 - ウ 船舶から冷却水を排出すること。
 - エ 下水道に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
 - オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（^し尿尿を排出することを除く。）。
 - カ 建築基準法第 31 条第 2 項に規定する尿尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
 - キ 水道法第 3 条第 8 項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる廃水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
 - ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 1 号に規定する船舶又は同条第 10 号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって、次に掲げるもの
- ア 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸さ

せること。

イ 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

カ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第1項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

ク 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ケ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 港湾法第4条の規定により設立された港務局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

(9) 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて、次に掲げるもの

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第66条第4項第6号、第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第66条第4項第9号及び第12号から第14号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第66条第4項第13号及び第14号に掲げるものを除く。）

ウ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第66条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 条例第66条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるもの

(イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ウ) 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構の用地内において試験研究として行う行為（条例第66条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第66条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。）

キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第66条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）

ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第66条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為を除く。）

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

サ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ス 工作物の修繕のための行為

(11) 条例第66条第4項第6号に掲げる行為であつて同条第9項第3号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第29条 条例第66条第10項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

(1) 行為者の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

(5) 行為地及びその付近の状況

(6) 行為の施行方法

(7) 行為の完了の日又は予定日

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図を添付しなければならない。

(立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為)

第30条 条例第67条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第13条第4号ニ、第28条第1号エ、カ若しくはハ又は同条第10号コからスまでに掲げる行為

(2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。

(3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

(4) 測量法第3条の規定による測量又は水路業務法第2条第1項の規定による水路測量を行うこと。

(5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

(6) 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）

(8) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

(9) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(立入制限地区内への立入りの許可の申請)

第31条 条例第67条第5項において準用する条例第66条第5項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行わなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 立入りの目的となる行為

(3) 立入制限地区の位置及び名称

(4) 立ち入る者の数及び立入りの方法

(5) 立入りの開始の予定日及び立入りの予定期間

2 前項の申請書には、位置図及び立ち入る巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした図面を添付しなければならない。

(監視地区の区域内における行為の届出)

第32条 条例第68条第1項の規則で定める事項は、第26条第1項各号に掲げるものとする。

2 条例第68条第1項の規定による届出は、前項に規定する事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

3 前項の届出書には、第26条第2項各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(監視地区の区域内における届出を要しない行為)

第33条 条例第68条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて、次に掲げるもの

ア 第28条第1号アからメまで（キ、ヘ及びホを除く。）に掲げる行為

イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(ア)から(ウ)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(ア) 床面積の合計200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積200平方メートル（海域にあつては、100平方メートル）以下の工作物（建築物を除く。）

(イ) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さ30メートル以下のもの

(ウ) 高さ20メートル以下のダム

ウ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、生息地等保護区が指定された際に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又はこれらの規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第68条第1項の規定による届出をして設置されたもの（条例第77条第3項の規定による通知に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

エ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。

オ 送水管、ガスパイプ、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

- カ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。
- キ 日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する委託業務を行う施設を含む。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。
- ク 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。
- ケ 条例第68条第1項の規定による届出（条例第77条第3項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第68条第2項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第5項の期間を経過したものに限る。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更することであって、次に掲げるもの
- ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。
- イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。
- ウ 養浜のために土地の形質を変更すること。
- エ 第1号イに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。
- オ 面積が200平方メートル（海底にあっては、100平方メートル）を超えない土地の形質の変更であって、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって、次に掲げるもの
- ア 第28条第3号イからオまでに掲げる行為
- イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。
- ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

- オ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートル（海底にあっては、100平方メートル）を超えず、かつ、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓することであって、面積が200平方メートル（海底にあっては、100平方メートル）を超えないもの
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって、次に掲げるもの
- ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- イ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 第13条第4号ネ又は第28条第10号ケからシまでに掲げる行為
- イ 測量法第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うこと。
- ウ 条例第66条第4項第1号から第3号までに掲げる行為であって、森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。
- エ 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
- (ア) 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (イ) 用排水施設（幅員4メートル以下の水路を除く。）又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (エ) 宅地を造成すること。
- (オ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。
- (カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立て

ることを除く。)

カ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

キ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構の用地内において試験研究として行う行為

ク 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為

ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

コ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を設置することを除く。）

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(生息地等保護区における立入検査等をする職員の証明書)

第34条 条例第70条第3項及び第71条第3項の証明書は、それぞれ別記第8号様式及び別記第9号様式によるものとする。

第6章 推進体制の整備

(生物多様性保護取締員)

第35条 条例第74条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 通算して3年以上自然環境の保全又は動植物の繁殖に関する行政事務に従事した者であること。
- (2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校（次号において「大学等」という。）において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した者であって、通算して1年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事したものであること。
- (3) 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者であって、通算して1年以上動植物の繁殖に関する行政事務に従事したものであること。
- (4) 前3号に該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

2 条例第74条第2項の証明書は、別記第10号様式によるものとする。

(生物多様性保護監視員)

第36条 条例第75条第1項の生物多様性保護監視員（以下この条において「監視員」という。）は、知事が任命する。

2 監視員は、非常勤とする。

- 3 監視員の任期は、1年とする。ただし、監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 知事は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、解任することができる。
- 5 監視員は、別記第11号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第7章 雑則

(公団等)

第37条 条例第77条第1項の規則で定める公団等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 北海道住宅供給公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき設立された土地開発公社
- (4) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
(国等に関する協議の適用除外等)

第38条 条例第77条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であって、次に掲げるものの
 - ア 国若しくは道の機関、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構が試験研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
 - イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合（捕獲等をした後30日以内に、知事に通知したものに限る。）
 - ウ 種の保存に支障を及ぼすおそれのある伝染性疾病のまん延を防止するため、当該伝染性疾病にかかっていることが確認された個体の捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- エ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合
 - (ア) 砂防法第2条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第1条に規定する砂防工事を行うこと。
 - (イ) 海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

- (ウ) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事を行うこと。
 - (エ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第8条に規定する河川工事を行うこと。
 - (オ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
 - (カ) 森林法第41条第3項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。
 - (キ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査
 - (ク) 第13条第4号ネに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
 - (ケ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- オ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であつて、次に掲げる行為に伴うもの
- (ア) 第13条第4号アからヒまで（ネを除く。）に掲げる行為
 - (イ) 砂防法第2条の規定により指定された土地以外の土地において同法第1条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
 - (ウ) 河川法第6条第1項に規定する河川区域以外の区域において同法第3条第2項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
 - (エ) 雪崩の防止のための工事を行うこと又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

(オ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下この条において「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。

(カ) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路（次号において「下水道」と総称する。）を設置し、又は管理すること。

カ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

(2) 条例第66条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて、次に掲げるもの

ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて、次に掲げるもの

(ア) 下水道を改築し、又は増築する場合

(イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

イ 国若しくは道の機関、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて、次に掲げるもの

(ア) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(イ) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(ウ) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合

(エ) 国若しくは道の機関、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸

させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）

(ウ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(カ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

エ 国若しくは道の機関、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構が試験研究のために野生動植物種の個体その他の物の捕獲等をする場合

オ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

(ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第66条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合を除く。）

(イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第66条第4項第7号及び第10号から第14号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

(ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(エ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ アからオまでに掲げる行為に附帯する行為をする場合

(3) 条例第67条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて、次に掲げるもの

ア 雪崩の防止のための施設又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発

生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置する場合

イ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷する場合

ウ 国若しくは道の機関、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構が試験研究のために農林水産物に損傷を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

エ 第13条第4号ネに掲げる行為をする場合

オ 第1号エ(キ)に掲げる行為をする場合

カ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理する場合又は水路業務を行う場合

キ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理する場合

ク 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第3条第1項に規定する自衛隊の任務としての行為をする場合

ケ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

コ アからケまでに掲げる行為に附帯する行為をする場合

2 条例第77条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって、前項第2号ア(ア)から(ウ)までに掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

エ 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第78条第1項の規

定による重要有形民俗文化財の指定、同法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定若しくは同法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を調査する場合

オ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ 前項第2号ウ（エ）を除く。）に掲げる場合

(3) 前2号に掲げるものに附帯する行為をする場合

(教育又は学術研究のための捕獲等の届出)

第39条 第16条第1項及び第2項の規定は、第13条第2号又は第4号の規定による届出について準用する。この場合において、第16条第1項第5号中「捕獲等をする区域」とあるのは、第13条第4号の規定による届出については「捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出)

第40条 第26条の規定は、第28条第3号キの規定による届出について準用する。

(添付図面の省略)

第41条 条例第47条、条例第66条第4項若しくは条例第67条第4項第3号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第66条第8項若しくは第10項若しくは条例第68条第1項若しくはこの規則第13条第2号若しくは第4号若しくは第28条第3号キの規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあつては、第16条第2項（第39条において準用する場合を含む。）、第26条第2項（第40条において準用する場合を含む。）、第27条第3項、第29条第2項、第31条第2項又は第32条第3項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は写真（第3項において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第48条第1項若しくは条例第66条第5項（条例第67条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請又は条例第66条第8項若しくは第10項若しくは条例第68条第1項若しくはこの規則第13条第2号若しくは第4号若しくはこの規則第28条第3号キの規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付

図面の一部を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（以下「旧規則という」。）第4条第2号若しくは第5号若しくは第19条第3号の規定によりなされた届出又は旧規則第33条第1項第1号ア、イ若しくはウ(ク)、第2号イ若しくはウ(エ)若しくは第3号ウの規定によりなされた通知は、この規則の施行後は、それぞれ第13条第2号若しくは第4号若しくは第28条第3号キの規定によりなされた届出又は第38条第1項第1号ア、イ若しくはエ(ク)、第2号イ若しくはウ(エ)若しくは第3号ウの規定によりなされた通知と見なす。

4 この規則の施行の際旧規則の別記第1号様式の許可証、別記第2号様式の従事者証又は別記第4号様式の登録証で現にその効力を有するものは、それぞれこの規則の別記第3号様式の許可証、別記第4号様式の従事者証又は別記第6号様式の登録証とみなす。

(裏)

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

第35条 指定外来種の個体は、その本来の生息地又は生育地以外へ放ち、植え、又はまいてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(2) 略

第37条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第35条本文に規定する行為を行い、又は行おうとしている者に対し、指定外来種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第35条本文に規定する行為を行い、又は行おうとしている者が所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、指定外来種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が生物の多様性に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

第82条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第37条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2)～(6) 略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

(裏)

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

第38条 道は、指定外来種により生物の多様性に著しい影響が生じ、又は生じるおそれがある場合において、これを防止するため必要があると認めるときは、当該指定外来種の個体の防除その他必要な措置を講ずるものとする。

第39条 知事は、前条の規定による措置に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来種の捕獲、採取若しくは殺処分（以下この項において「捕獲等」という。）をさせ、又は当該指定外来種の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

(裏)

注 意

- 1 捕獲等許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

市 町 村 名	捕 獲 等 を し た 数 量	処 理 の 概 要

注 返納の際はこの欄に所要事項を記入することにより、北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則第16条第9項の報告とすることができる。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

別記第 4 号様式 (第16条関係)

(表)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証

()
第 号

年 月 日

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

北海道知事 印

氏 名	
住 所	
捕獲等許可証の番号	
法人の商号又は名称	
種 名 (卵にあつては、その旨及び種名)	
数 量	

(裏)

目	的	
区	域	
方	法	
条	件	

注 1 従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。

2 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 6 とする。

(裏)

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

- 第53条** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

-
- 第82条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1)～(2) 略
 - (3) 第53条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - (4)～(6) 略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

別記第6号様式（第20条関係）

特定希少種事業者登録証

年 月 日付けで申請のあった特定希少種事業については、北海道生物の多様性の保全等に関する条例第55条第2項の規定により登録したことを証します。

年 月 日

北海道知事 印

記

氏名（商号又は名称）

譲渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

業務の対象とする動植物種名

登録番号 () 第 号

登録年月日 年 月 日

登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

第62条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定希少種事業者に対し、その特定希少種事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定希少種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第82条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第62条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(5)～(6) 略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

(裏)

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

- 第70条** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第66条第4項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第1号から第5号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 第82条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1)～(4) 略
- (5) 第70条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (6) 略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

(裏)

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

第71条 知事は、第65条第1項、第66条第1項又は第67条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第82条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 略

(6) 第71条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

(裏)

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

- 第74条** 知事は、その職員のうち規則で定める要件を備えるものに、第28条、第34条、第36条、第37条第1項、第44条、第52条第1項、第53条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第64条、第69条第1項若しくは第2項又は第70条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。
- 2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員（次項において「生物多様性保護取締員」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、生物多様性保護取締員に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。

(裏)

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

第75条 知事は、指定外来種の防除及び希少野生動植物種の保護に関する必要な監視、指導等を行わせるため、生物多様性保護監視員を置くものとする。

2 生物多様性保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

第36条 条例第75条第1項の生物多様性保護監視員（以下この条において「監視員」という。）は、知事が任命する。

2 監視員は、非常勤とする。

3 監視員の任期は、1年とする。ただし、監視員が欠けた場合における補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 知事は、監視員が職務の遂行に堪えないと認める場合又は監視員としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、解任することができる。

5 監視員は、別記第11号様式の身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。